

報告第7号

令和6年度決算に基づく天理市健全化判断比率及び資金不足比率の 報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく天理市健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり報告する。

記

（健全化判断比率）

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質 赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.73)	— (17.73)	8.2 (25.0)	44.8 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため「—」と表す。
- 2 括弧内は、早期健全化基準を表す。

（資金不足比率）

会計名	資金不足比率（％）	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第17条の規定による事業の規模
天理市水道事業会計	— (20.0)	1,602,142千円
天理市下水道事業会計	— (20.0)	1,088,823千円

備考

- 1 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表す。
- 2 括弧内は、経営健全化基準を表す。

令和7年9月8日提出

天理市長 並 河 健

天 監 委 第 16 号

令和 7 年 8 月 22 日

天理市長 並 河 健 様

天理市監査委員 松 尾 潤

天理市監査委員 石 津 雅 恵

令和6年度天理市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第3条第1項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和6年度天理市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和6年度天理市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見

第1 審査の対象

- 1 令和6年度健全化判断比率
 - (1) 実質赤字比率
 - (2) 連結実質赤字比率
 - (3) 実質公債費比率
 - (4) 将来負担比率
- 2 令和6年度資金不足比率
- 3 1及び2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和7年8月 1 日から 22 日まで

第3 審査の内容

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に従い適正に作成されているかを審査した。

天理市監査基準に準拠し、関係書類等との照合確認をするとともに、関係職員から説明を聴取するなどの手続きにより実施した。

第4 審査の結果

審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に基づいて作成され、その算定は適正であると認められた。

なお、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を下回っていた。

審査の概要と意見は、次のとおりである。

1 算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	土地区画整理事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計				
		介護保険特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
	法適用公営企業	水道事業会計				資金不足比率
		下水道事業会計				
	一部事務組合・広域連合	奈良県広域消防組合				
地方公社 第三セクター等	無し					

2 健全化判断比率

健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位: %)

区 分	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	－ (▲ 8.77)	－ (▲ 9.57)	12.73
連結実質赤字比率	－ (▲ 36.33)	－ (▲ 36.99)	17.73
実質公債費比率 (3年平均の数値)	8.2	9.2	25.0
将 来 負 担 比 率	44.8	24.8	350.0

※健全化判断比率のうち実質赤字比率、連結実質赤字比率については、全ての会計において赤字が生じていないため「－」表記とし、()内に計算上の数値を表示した。

3 資金不足比率

公営企業における資金不足比率の状況は、次のとおりである。

(単位:%)

会 計 名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
水道事業会計	－ (▲ 152.3)	－ (▲ 143.9)	20.0
下水道事業会計	－ (▲ 157.9)	－ (▲ 149.7)	

※資金不足比率について、不足額がないため「－」表記とし、()内に計算上の数値を表示した。

4 意見

実質赤字比率は、赤字額が生じていないため該当の数値はないが、計算上の数値は、一般会計の実質収支が 93,790 千円減少したため、前年度と比較すると 0.8 ポイント悪化しているが、早期健全化基準を下回った数値となっている。

また、連結実質赤字比率は、赤字額が生じていないため該当の数値はないが、計算上の数値は、一般会計及び介護保険特別会計の実質収支が減少し、水道事業会計及び下水道事業会計の資金剰余額は増加したが、標準財政規模が増加したため、前年度と比較すると 0.66 ポイント悪化した。しかし、早期健全化基準は下回った数値となっている。

借入金の元利返済(公債費)の負担度を示す実質公債費比率については、一般会計等の元利償還金の減少及び普通交付税の増加により分母となる標準財政規模が増加したため、前年度と比較すると 1.0 ポイント改善し、早期健全化基準を下回った数値となっている。

将来負担比率については、やまと eco クリーンセンター建設負担金事業により一般会計等の地方債現在高が大幅に増加したため、前年度と比較すると 20.0 ポイント悪化しており、早期健全化基準を下回った数値となっているが、全国的にみると改善を要する水準となっていることには留意が必要である。

資金不足比率については、水道事業会計も下水道事業会計も資金不足額が生じていないため、該当の数値はないが、今後も業務効率の改善を図り、収益の確保と経営状態の的確な把握に努められたい。

以上、当年度の健全化判断比率の4指標と資金不足比率すべてが早期健全化基準、経営健全化基準を下回った数値となっている。しかし、これらの比率はあくまでも財政の健全性の度合いを示す目安に過ぎない。今後も早期健全化基準に近づかないよう一層健全な財政運営を維持していくよう要望する。